

公益通報者保護制度の処理イメージ

公益通報できない場合とは
 1 法令等によりされた処分に
 関連する事項
 2 裁判所等の紛争解決の
 手続きが行われている事案
 等
 3 住民監査請求の提出され
 ている事案

**公益通報者
職員等**

職員等とは
 1 地方公務員法に規定する一般職の職員と特別職の職員（市長と市議会議員を除く。）
 2 市の業務を受託する法人等の役員と従業員
 3 公の施設の管理業務に従事している指定管理者の役員と従業員
 4 市の業務に従事している派遣労働者
 5 市が労務提供先となる労働者

**公益通報窓口
外部相談員・内部相談員**

**宝塚市
公正職務審査会**

市の執行機関

法令等に違反

公益通報の通報対象事実とは
 1 法令などに違反する行為の事実
 (1)公益通報者保護法で規定する433の法律
 (2)上記以外の法令と市の条例等
 2 人の生命、身体若しくは財産又は環境に重大な悪影響を与える不当な行為の事実

①公益通報に係る事前相談
 ③公益通報

②事前相談に対する助言
 ④公益通報の受付

⑤外部相談員は、調査結果報告書を審査会に提出

⑦調査結果に基づく通知

⑨不利益な取扱いに係る申出

不利益な取扱いに係る申出のできる者は
 1 公益通報者のうち、職員等の1に該当する者
 2 調査協力者のうち、職員等の1に該当する者

⑫調査結果に基づく通知

発見

⑥調査を実施
 ⑦調査結果に基づき是正措置について通知

⑧是正措置の内容を報告

⑩調査を実施
 ⑪調査結果に基づき是正措置について通知